

専門委員及び専門調査会の設置について

平成 13 年 1 月 18 日
総 合 科 学 技 術 会 議
一部改正 平成 26 年 5 月 23 日
総合科学技術・イノベーション会議

1. 総合科学技術・イノベーション会議令第 1 条第 1 項に基づき、総合科学技術・イノベーション会議に、評価及び生命倫理に関し調査・検討を行う専門委員を置くことにつき内閣総理大臣に意見具申する。
2. 重要事項に関する専門的な知見を迅速に深めるため、総合科学技術・イノベーション会議令第 2 条第 1 項に基づき、総合科学技術・イノベーション会議に以下の専門調査会を設置する。
 - (1) 評価専門調査会
競争的な研究開発環境の実現と効果的・効率的な資源配分を行うため、評価のためのルールづくり、重要研究開発の評価等評価に関する調査・検討を行う。
 - (2) 生命倫理専門調査会
生命科学の急速な発展に対応するため、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第 4 条第 3 項に基づく特定胚の取扱いに関する指針の策定等生命倫理に関する調査・検討を行う。